

自治体向けFAQ第19版 【新規問】※No.は第19版のもの

No.	事項	問	答
84	確認	居宅訪問型保育事業の確認について、保育を必要とする子どもの居宅がある市町村ごとに確認をする必要がありますか。	居宅訪問型保育事業に係る確認は、当該事業を利用する子どもの居宅が所在する市町村において行うべきものであり、同一事業者が居宅訪問型保育事業を複数市町村で行う場合、それぞれの、利用する子どもの居宅が所在する市町村において確認をする必要があります。
303	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における2歳児の単価について	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の2歳児の単価は年間延べ利用児童数が1,500人以上・未満によって異なりますが、年間延べ利用児童数が1,500人以上かどうかは、2歳児のみの年間延べ利用児童数で判定するのでしょうか。それとも、0歳児、1歳児も含めた年間延べ利用児童数で判定するのでしょうか。	2歳児の単価の判定における年間延べ利用児童数は、2歳児だけでなく、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用するすべての年齢児の人数です。また、平日の利用児童数だけでなく、休日や長期休業日も含みます。
304	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における開設準備経費について	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施にあたって開設準備経費を計上することは可能でしょうか。 既に一時預かり事業の他の類型（一般型、幼稚園型Ⅰ等）を実施しており、開設時に開設準備経費を計上している場合、新しく幼稚園型Ⅱを実施するにあたって再度400万円まで計上できるのでしょうか。 また、複数の類型の一時預かり事業を一度に開設する場合、開設準備経費は各類型ごとにそれぞれ400万円まで計上できるのでしょうか。	令和3年度から、幼稚園型Ⅱの実施に当たり必要な改修等について、その改修等費用を計上することが可能です。 既に他の類型の一時預かり事業を実施している場合でも、新しく幼稚園型Ⅱの実施に当たり必要な改修等があれば、再度計上することが可能です。 複数の類型の一時預かり事業を一度に開設する場合、それぞれの開設に経費がかかったのであれば、それぞれ開設準備経費を計上することは可能ですが、各類型ごとに開設に必要な経費を切り分けて計上するなど、同じ経費について二重で給付を受けることがないように注意してください。
339	地域子育て支援拠点事業	休日における育児参加促進のための講習会の実施に係る加算について、どの程度の回数を実施すればよいのでしょうか。	両親等が共に参加しやすい日時を設定する必要があり、講習の受講機会の確保が重要であることから、概ね月2回以上の実施としてください。
350	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域子育て支援拠点等との連携に係る加算について、実施要綱3（5）アに「拠点等における子どもの預かりの促進、及び子どもの預かりを実施している場合の巡回等による見守り支援」と規定されているが、具体的にどのような取組を想定しているのでしょうか。	安心して子どもの預かりを実施するため、地域子育て支援拠点や児童館等における子どもの預かりの実施が進むよう各施設との調整を行うことや、拠点等において子どもの預かりが実施できることについて会員へ周知を行うとともに、実際に子どもの預かりが実施されている場合に、アドバイザー等による巡回や各施設への委託による見守り支援を行うこと等を想定しています。
351	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域子育て支援拠点等との連携に係る加算について、実施要綱3（5）イに「拠点等の利用者との日常的な対話を通じた提供会員増加のための働きかけ」と規定されていますが、具体的にどのような取組を想定しているのでしょうか。	地域子育て支援拠点や児童館等を利用する保護者との会話を通じて提供会員の募集を行う等の直接的な働きかけ（各施設への委託可）による取組を想定しています。